

セクシュアルハラスメントによる精神疾患に関する 労災請求等相談窓口について

京都労働局労災補償課では、精神疾患の発症について、職場内でセクシュアルハラスメントを受けたことが原因であると考えておられる方の労災請求に関する相談窓口を設けております。

セクシュアルハラスメントによる精神疾患の場合、詳細を他人に知られたくない、被害の事実を想起することによって症状が増悪するなど、なかなか相談に至らないこともあることから、専門のカウンセラー（女性）による相談窓口ですので、お気軽にご相談ください。

対象者：セクシュアルハラスメントを受けられたご本人の方

相談日：相談日は予約制となります。事前に連絡をお願いいたします。

（希望される日をお聞きし、日程調整の上相談を受けます）

（連絡先）

京都労働局労災補償課

電話 075（241）3217 内線 233、235、253

受付時間 9時から17時まで

京都労働局労災補償課